

教えて？ 介護保険料

市の第4期(平成21～23年度)介護保険料が月額4,400円(前期比700円増)になりました。

介護保険は、介護を必要とする方を市民の皆さんがお互いに支える制度で、市が保険者となって運営しています。

「保険料の決め方」と「高くなる要因」について、詳しく説明します。

問い合わせ長寿課介護保険係 ☎44-3152

1 介護保険料の決め方

●介護保険の財源

介護保険の財源は、国・県・市による公費負担が50%、65歳以上(第1号被保険者)の負担が20%、40～64歳(第2号被保険者)の負担が30%という割合で、まかなわれています。

65歳以上の方の保険料は袋井市が、40～64歳の方の保険料は、加入している各医療保険者が決定します。

| 公費 | | | 保険料 | |
|-----|-------|-------|-------------------------|-------------------------|
| 国 | 県 | 市 | 65歳以上の方 (第1号被保険者)の負担 | 40歳以上の方 (第2号被保険者)の負担 |
| 25% | 12.5% | 12.5% | 20% | 30% |

●「65歳以上の第1号被保険者」保険料の算定方法

保険料は、介護保険法により次の計算式で算定します。

表1

$$\text{保険料基準額(月額)} = \frac{\text{市民の介護保険給付にかかる費用(利用者負担分を除く)} \times \text{20\% (65歳以上の方の負担分)}}{\text{市内65歳以上の人数}} \times \frac{1}{12}$$

■この式から分かること

保険料は、分母の「保険料を負担する65歳以上の人数」と分子の「介護保険給付にかかる費用」の割合で決まってきます。

2 保険料が高くなる要因は大きく4つ

①高齢者1人当たりの給付費が県下で5番目に多い

第4期での高齢者1人当たりの給付費は、273,070円で、県下で5番目に多い額。介護サービスを必要とする高齢者が増加し、需要にこたえるため、給付費が多くなっています(県平均同給付費:245,711円)。

②「保険料を負担する65歳以上の人数」が少ない

市の高齢化率は、17.7%(県平均21.7%)で、県下で3番目に低く、保険料を負担する65歳以上の人数が少ないことが挙げられます(表1参照)。



③介護保険施設へ入所しやすい状況や地域包括支援センターが多く、介護サービスを利用しやすい環境になっている

市内の介護保険施設(特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設)での高齢者1人当たりの入所定員は、100分の4.1人で県下で6番目に多く、入所しやすい環境があります(県平均入所定員:100分の3.1人)。

このため、第4期における施設サービスの高齢者1人当たりの給付費は、117,830円で、県下で3番目に多い額となっています。介護度の高い高齢者のための施設サービスに、重点を置いて対応しています(県平均同給付費:95,544円)。



さらに、身近な介護総合相談の場として、市内には、4か所の地域包括支援センターがあります。高齢者数に比べて多く設置され、1か所当たりの対象者数が、3,835人で県下で6番目に少ない状況です。このため、きめ細やかな相談や支援を行うことができ、サービスの利用促進につながっています(県平均対象者数:7,025人)。

④要介護認定率が高い

市の要介護認定率は、高齢者数の14.73%を占め、県下で4番目に高くなっています。これは、介護保険制度が皆さんに浸透している状況を示しています(県平均要介護認定率:13.85%)。



高齢になっても健やかで安心した生活を送るために

高齢者の皆さんが、住み慣れた地域でその人らしくいつまでも健やかで安心して暮らすことができるよう、今後も、介護保険サービスの需要にこたえていける給付費の確保に努めるとともに、健康づくりと介護予防事業の積極的な推進を図り、保険料の抑制につなげていきます。

自分に合った生活を 安心して送りたい 「第2期障害福祉計画」を策定

市の障害者福祉施策を進める上で、総合的な指針となる「第2期障害福祉計画」を策定しました。計画の概要をお知らせします。
◎しあわせ推進課障害者福祉係 44-3114



障害福祉施設の利用者による手作りパン販売の様子（市役所1階ロビー）

目的

障害者自立支援法が施行されて3年が経過。障害の種類（身体・知的・精神）に関係なく、共通の仕組みによって、共通のサービスが利用できるようになり、利用者数も制度や施設の整備などに伴って、増加しています。

この計画は、平成21～23年度の3年間の計画で、福祉施設に入所している方などが、地域で生活するための支援とともに、障害のある方



基本理念

障害のある方の自立と社会参加を推進します。

1 障害のある方の自己決定と自己選択の尊重

障害の種類、程度を問わず、障害のある方が自ら居住する場所を選択し、必要とする福祉サービス、相談支援などが受けられるようサービス提供体制の整備を進めます。

2 地域生活への移行支援や就労支援の課題に対応したサービスの整備

施設や病院を退所した方などが、地域で生活するための支援や障害のある方の一般就労などへの支援といった課題に対

主な内容

1 数値目標の見直し

第1期障害福祉計画（平成19～20年度）

の現状の把握と地域における課題などを踏まえ、第2期障害福祉計画として、福祉サービス見込量や方策を定めました。



2 施設の整備

①ケアホーム・グループホームの整備

障害のある方が病院や福祉施設などを退所して、住み慣れた地域で生活を送るための住居を整備します。

■計画に掲げた主な項目と数値目標

| 項目 | 平成19～20年度の実績 | 平成23年度末までの数値目標 |
|-----------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 福祉施設入所者の地域生活への移行者数 | 6人 | 11人 |
| 福祉施設利用者の一般就労への移行者数 | 5人 | 8人 |
| 居宅介護などの訪問系サービスの見込量（1か月当たり） | 24人、284時間 （平成21年3月実績） | 30人、600時間 （平成23年度見込み） |
| 居住支援事業所（ケアホーム・グループホームなどの増設） | — | 3箇所の増設 |
| 障害児日中支援事業所（児童デイサービスの増設） | — | 1箇所の増設 |

◎早期療育施設の整備
障害のある子どもが、将来社会的な自立ができるように、幼少のころから発達 の程度や状況に応じた支援（早期療育）を行う施設整備と仕組みづくりを進めま す。

◇第2期障害福祉計画の詳細は、市役所2階情報公開コーナーや市ホームページ（<http://www.city.fukuroi.shizuoka.jp/>）をご覧ください。